

平成26年 1 月31日

鎌倉市議会議長 様

議 員 名 中 澤 克 之

鎌倉市議会閉会中につき、鎌総第981号について再質問を行いたく、提出いたします。
なお、回答期限についても、下記の理由により、平成26年 2 月 6 日までを希望いたします。

記

1 質問項目

- 1) 消費税額算出根拠となる出資比率について
- 2) 9月の契約時点での消費税額について
- 3) 契約解除の瑕疵について
- 4) 契約解除手続きについて
- 5) 責任の所在について

2 質問理由・趣旨

- 1) 回答では、平成25年12月24日に、出資比率について回答を得られるよう調整していた、とあるが、そもそも回答を求めているのは、契約を行った平成25年 9 月 9 日時点での消費税額である。なぜ契約時点での出資比率による消費税額算出ではなく、平成25年12月24日なのか。その法的根拠は。
- 2) 回答では、消費税を支払う必要がない武雄市の出資比率の回答を得ないまま事業中止を決定したため算出するに至っていない、とあるが、なぜ公契約の消費税額を算出しないで、契約書記載事項修正もせず契約破棄を行うのか。その法的根拠は。
- 3) 回答では、損害賠償請求をすることは考えていない、とあるが、今回の契約解除の責任は、どの団体にあるのか。その法的根拠は。
- 4) 今後の契約解除手続きは、いつまでにどのように行うのか。
- 5) 税の根幹である消費税額を算出できないような公契約を行った鎌倉市の責任は、だれにあるのか。

3 回答期限を指定する理由について

平成26年 2 月 6 日が、平成26年 2 月議会一般質問通告期限のため。